

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>目次 第1章、第2章 略 第3章 ふぐ処理師試験（<u>第12条—第13条</u>） 第4章～第7章 略 附則</p> <p>第1条～第12条 略</p> <p>（富山県ふぐ処理師試験委員）</p> <p><u>第12条の2</u> ふぐ処理師試験の実施に関する事務を行わせるため、富山県ふぐ処理師試験委員（以下_____「委員」という。）を置く。</p> <p>2 委員の数は、6人以内とする。</p> <p>3 委員は、学識経験を有する者、ふぐ処理師及び県職員のうちから知事が任命する。</p> <p>（受験資格）</p> <p><u>第13条</u> ふぐ処理師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p><u>(1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師</u></p> <p><u>(2) ふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて2年以上食用のふぐの処理に従事した者</u></p>	<p>目次 第1章、第2章 略 第3章 ふぐ処理師試験（<u>第12条・第13条</u>） 第4章～第7章 略 附則</p> <p>第1条～第12条 略</p> <p>（富山県ふぐ処理師試験委員）</p> <p><u>第13条</u> _____ ふぐ処理師試験の実施に関する事務を行わせるため、富山県ふぐ処理師試験委員（以下この条において「委員」という。）を置く。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>（削る。）</p>	<p>厚労省審議官通知の趣旨を踏まえて、ふぐ処理師試験の受験資格を撤廃するもの及びそれに伴う規定整備</p> <p>同上 規定整備</p> <p>厚労省審議官通知の趣旨を踏まえて、ふぐ処理師試験の受験資格を撤廃するもの及びそれに</p>

第14条 略

(認証の申請)

第15条 申請者は、ふぐ処理施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(認証の基準)

第16条 申請者が前条第1項の規定による申請をする場合において、そのふぐ処理施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) ふぐ処理施設ごとにそれぞれ専任のふぐ処理師が置かれていること。
- (2) 食用のふぐの処理に使用するための専用の器具を備えていること。
- (3) 除去した食用のふぐの有毒部位を保管するための施設できる専用の不浸透性の容器を備えていること。

(新設)

(4) 前3号に掲げるもののほか、食用のふぐによる食中毒の発生を防止するために必要な基準であって、規則で定めるもの

第14条 略

(認証の申請)

第15条 同左

(1)～(5) 略

2 略

(認証の基準)

第16条 同左

- (1) 同左
- (2) 同左
- (3) 同左

(4) 食用のふぐを凍結する場合にあっては、食用のふぐを摂氏零下18度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、富山県食品衛生条例（平成11年富山県条例第53号）別表第1及び別表第2に掲げる基準

伴う規定整備

省令を参酌して、ふぐ処理施設の基準を改めるもの
規定整備
省令を参酌して、ふぐ処理施設の基

第17条～第23条 略

(ふぐ卸売業の届出)

第24条 ふぐ(食用のふぐの処理をした製品(第27条において「製品」という。)を除く。)の卸売業を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

第25条、第26条 略

第27条 削除

第28条～第33条 略

附 則

1 略

(ふぐ処理師に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に業として食用のふぐの処理に従事している者であってふぐの取扱いに関し必要な知識及び技能を修得している者として知事が認めるもの(以下「ふぐ取扱者」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して1年を経過する日(その日前に第5条の規定により免許を与えないこととされたときは、当該処分の日。附則第4項において「期限日」という。)までの間は、第3条第1項に規定する免許を受けなくても、引き続き

第17条～第23条 略

(ふぐ卸売業の届出)

第24条 ふぐ(食用のふぐの処理をした製品_____を除く。)の卸売業を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

第25条、第26条 略

第27条 同左

第28条～第33条 略

附 則

1 略

(ふぐ処理師に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に業として食用のふぐの処理に従事している者であってふぐの取扱いに関し必要な知識及び技能を修得している者として知事が認めるもの(以下「ふぐ取扱者」という。)は、この条例の施行の日(附則第6項及び第9項において「施行日」という。)から起算して1年を経過する日(その日前に第5条の規定により免許を与えないこととされたときは、当該処分の日。附則第4項において「期限日」という。)までの間は、第3条第1項に規定する免許を受けなくても、引き続き

準を改めるもの

規定整備

厚労省審議官通知の趣旨を踏まえて、ふぐ処理師試験の受験資格を撤廃するもの及びそれに

<p>業として食用のふぐの処理に従事することができる。</p>	<p>業として食用のふぐの処理に従事することができる。</p>	<p>伴う規定整備</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>	
<p><u>6</u> 第13条第2号の規定の適用については、施行日前にふぐ取扱者が食用のふぐの処理に従事していた期間又はふぐ取扱者以外の者がふぐ取扱者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事していた期間は、施行日以後にふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて食用のふぐの処理に従事した期間とみなす。</p>	<p><u>(削る。)</u></p>	<p>同上</p>
<p>(ふぐ処理営業に関する経過措置)</p>	<p>(ふぐ処理営業に関する経過措置)</p>	
<p><u>7</u> この条例の施行の際現にふぐ処理営業を行っている者であつてふぐ取扱施設(第16条第2号及び第3号の基準に適合する施設をいう。)にふぐ取扱者を置いているもの(次項において「ふぐ営業者」という。)については、施行日から起算して1年を経過する日(その日前に第17条の規定により認証を与えないこととされたときは、当該処分のあった日)までの間は、第14条第1項の規定にかかわらず、引き続きふぐ処理営業を行うことができる。</p>	<p><u>6</u> 同左</p>	<p>同上</p>
<p><u>8、9</u> 略</p>	<p><u>7、8</u> 略</p>	<p>同上</p>
<p><u>10</u> この条例の施行の際現にふぐの卸売業を行っている者については、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、ふぐ卸売業者とみなす。</p>	<p><u>9</u> 同左</p>	<p>同上</p>